

## 議案第 5 号

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例を次  
のとおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部を改正する条例  
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第5  
1号）の一部を次のように改正する。

第41条の2中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うた  
め、この条例を制定するものである。